

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成29年5月2日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1600664 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1700001 号

第 1 結論

昭和 53 年 4 月から昭和 54 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 31 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 53 年 4 月から昭和 54 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 3 月に大学を卒業し、家業を手伝い給料が入るようになったため、自分で国民年金の加入手続を市役所で行った。その際に、2 年間遡って保険料を納付することができるという聞き、保険料を納付することができる期間の被保険者資格を遡って取得する手続を行ったことを覚えている。

また、遡って被保険者資格を取得した期間の過年度保険料については、原則、現年度保険料の納付周期と同じように 1 回分ずつ、納付書を用いて約 2 年間にわたり古い方から順番に納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納はなく、平成 3 年 4 月以降は 25 年以上の長期間にわたり付加保険料も納付されているため、請求者の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者のオンライン記録における資格取得状況から、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 6 月頃に払い出されたものと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に請求者の国民年金の加入手続が初めて行われたものとみられる。請求者は、請求期間当時、大学生であったとしているため、制度上は任意加入対象者であったものの、オンライン記録及び請求者が所持する年金手帳によると、記録上は上述の加入手続の際に昭和 53 年 4 月まで遡って強制加入被保険者として資格を取得する事務処理が行われていることから、請求期間の保険料を全て過年度保険料として納付することが可能であった。

さらに、請求者は、加入手続時に保険料を 2 年間まで遡って納付することがで

きると聞き、被保険者資格を保険料が納付することができる時期まで遡って取得する手続を行った旨陳述しており、これは上述の記録上の被保険者資格の取扱いとも一致している。このため、当時、請求者が請求期間の保険料を納付する意思を有していたことが当該記録からもうかがえる上、請求期間直後の昭和 54 年度の保険料については、請求者の加入手続時期から、過年度保険料として遡って納付されたことが推察され、請求者は、上述の加入手続の際に被保険者資格を遡って取得した期間のうち、相当月の保険料を実際に納付していることが確認できる状況を踏まえると、納付意識の高かった請求者が、12 か月と短期間である請求期間の保険料も納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600679号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700013号

第1 結論

請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和40年12月24日、喪失年月日を昭和41年1月1日に訂正し、昭和40年12月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

昭和40年12月の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和14年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和40年12月24日から昭和41年2月12日まで

私は、A社C工場から同社B工場へ異動した時に厚生年金保険被保険者の記録がない期間がある。A社に継続して雇用されていたことは間違いないので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された労働者名簿及び事業主並びに複数の同僚の回答から、請求者は、請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社C工場は、昭和40年12月24日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社B工場は、昭和41年2月12日に厚生年金保険の適用事業所になっているところ、同社C工場における当時の社会保険事務担当者は、同社B工場への移転に伴い、同社C工場が閉鎖された昭和40年12月24日付けで同工場従業員に係る社会保険の資格喪失手続を行った旨回答しており、同社C工場に係る厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失年月日が昭和40年12月24日、同社B工場に係る厚生年金保険被保険者原票の資格取得年月日が昭和41年2月12日と記録されている者が請求者を含めて23名確認でき、そのうち6名の同僚が

請求者と一緒に昭和40年12月に同社C工場から同社B工場へ異動した旨回答していることから判断すると、請求者は、請求期間において同社B工場に勤務し、同工場は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

さらに、請求期間のうち昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間について、A社の事業主は、厚生年金保険料は翌月控除であった旨回答しているところ、請求者は、給料支払明細書等を所持していないものの、上述の同僚から提出された昭和41年1月分給料支払明細書からは、昭和40年12月分の厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、請求者についても昭和40年12月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

また、請求者の昭和40年12月の標準報酬月額については、請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者原票で確認できる昭和41年2月の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、当該期間において、A社B工場は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、昭和41年1月1日から同年2月12日までの期間について、A社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる資料を保管しておらず、請求者は給料支払明細書等を所持していない上、上述の同僚から提出された昭和41年2月分給料支払明細書からは、昭和41年1月分の厚生年金保険料の控除がされていないことから、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認及び推認できない。

このほか、請求者の請求期間のうち、昭和41年1月1日から同年2月12日までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間のうち昭和41年1月1日から同年2月12日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600687号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700014号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和53年5月10日、喪失年月日を昭和53年12月29日に訂正し、昭和53年5月から同年11月までの標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

昭和53年5月10日から同年12月29日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和53年5月10日から同年12月29日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和53年5月10日から昭和54年3月31日まで
請求期間について、A事業所及びB事業所で勤務していたが、厚生年金保険の記録がないので、年金額に反映される記録として訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された請求者に係る「人事記録C」、「人事記録D」、「人事記録E」及びF職の雇用に係る依頼書(以下、併せて「人事記録G等」という。)並びに同僚の陳述により、請求者は、昭和53年5月10日から同年12月28日までの期間にA事業所厚生課においてF職として勤務していたと認められる。

また、人事記録G等には、雇用期間が2か月をこえる場合は社会保険への加入が義務づけられている旨記載されており、請求者について「社会保険加入」と記載が確認できるところ、A事業所の現在の事務担当者は、人事記録G等の記載内容を踏まえると、請求者をF職として採用すると同時に社会保険に加入させ、厚生年金保険料を給与から控除していたと思われる旨回答及び陳述している。

さらに、上述の「人事記録E」に雇用期間が記載されている同僚 23 人のうち 22 人は、当該期間においてA事業所の厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、当該同僚を含む 36 人に照会したところ、回答を得た 14 人は、いずれもF職としてA事業所に採用され、採用と同時に厚生年金保険に加入した旨回答及び陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、昭和 53 年 5 月 10 日から同年 12 月 29 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できることから、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和 53 年 5 月 10 日、喪失年月日は昭和 53 年 12 月 29 日であると認められる。

また、昭和 53 年 5 月 10 日から同年 12 月 29 日までの標準報酬月額については、人事記録G等により確認できる請求者の賃金日額及び同時期にA事業所にF職として新規採用された同僚の賃金日額並びに当該同僚に係る標準報酬月額の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 53 年 5 月 10 日から同年 12 月 29 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間のうち、昭和 53 年 12 月 29 日から昭和 54 年 3 月 31 日までの期間について、請求者は、昭和 54 年 1 月 4 日から同年 3 月 17 日まではB事業所に勤務し、昭和 54 年 3 月 18 日から同年 3 月 31 日まではA事業所において新規採用職員研修を受けていた旨主張しているところ、A事業所から提出された請求者に係る身上調書の記載により、昭和 54 年 3 月まで、請求者がA事業所に勤務したことがうかがえる。

しかしながら、A事業所の現在の事務担当者は、請求者に係る昭和 53 年 12 月 29 日以降の採用に関する人事記録H、決裁書類及び職員研修に関する資料がないため、勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨陳述しており、同日以降の勤務実態、厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求者が就業場所とするB事業所は、請求期間当時の資料を保管しておらず、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である旨の回答をしている上、同事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、請求者を記憶している者がいないことから、請求者の勤務実態、厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の昭和 53 年 12 月 29 日から昭和 54 年 3 月 31 日までの期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として昭和 53 年 12 月 29 日から昭和 54 年 3 月 31 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1600667 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1700002 号

第 1 結論

平成 5 年 9 月及び同年 10 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 47 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 5 年 9 月及び同年 10 月

私は、国民年金について、学生も強制加入であるとのことで、20 歳になった平成 4 年 * 月に国民年金に加入し、卒業する平成 5 年 3 月まで保険料を納付した。

平成 5 年 4 月に A 社に就職したが、同年 4 月から 6 月までの間は見習期間であり、厚生年金保険に加入できないとのことで、引き続き国民年金保険料を納付した後、同年 7 月と 8 月は、同社で厚生年金保険に加入した。

平成 5 年 8 月に A 社を退職し、請求期間を挟んで同年 11 月に B 社に再就職した以降は、厚生年金保険に加入している。

私の年金記録では、請求期間は国民年金未加入期間となっているが、母親は、C 銀行 D 支店で請求期間の保険料を納付した記憶があるとしているし、妹は時期は違うものの、同じように平成 7 年 8 月に離職し、同年 11 月に再就職したが、その間の保険料は納付済みとされている。

父親は、私の国民年金について、国民の義務として保険料を納付していたとしているし、平成 19 年に消えた年金が問題になったときに、E 社会保険事務所（当時）に調査を依頼して、20 歳から年金記録がつながっている旨の念書までもらっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成 4 年 * 月に F 市で払い出されており、この加入手続の際、請求者が 20 歳に到達した平成 4 年 * 月に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者の代理人（請求者の父親）の陳述のとおり、

請求者の国民年金加入手続は、請求者の 20 歳到達時に遅滞なく行われたものとみられる。

また、請求者は、国民年金加入期間において保険料の未納はなく、請求者の保険料を納付していたとする母親の保険料納付意識は高かったことがうかがわれる。

しかしながら、オンライン記録及び請求者に係る F 市の国民年金被保険者名簿によると、請求者は、A 社で厚生年金保険被保険者資格を取得した平成 5 年 7 月 16 日に、前述の 20 歳到達時に取得した国民年金被保険者資格を喪失している。代理人は、当時、請求者の国民年金被保険者資格の喪失手続を行った記憶はないとしているところ、i) オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格喪失の事務処理は、請求者が厚生年金保険被保険者資格を取得（平成 5 年 7 月）した後、平成 5 年 8 月に遅滞なく行われていること、ii) 代理人が所持する請求者の年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄に、平成 5 年 7 月 16 日に国民年金被保険者資格を喪失したことが記載され、「F 市」の押印があるところ、F 市は、当時、国民年金被保険者が厚生年金保険被保険者資格を取得したことを市独自で把握することはできず、届出者が提示する健康保険被保険者証等を確認した上で、国民年金被保険者資格喪失手続を行っていた旨回答していること、iii) 日本年金機構は、当時、国民年金被保険者が厚生年金保険被保険者資格を取得したことを社会保険事務所が覚知した場合でも、職権で国民年金被保険者資格を喪失する手続を行うことはなかった旨回答していることから、請求者の国民年金被保険者資格の喪失手続が行われていないと推認する合理的な理由を見いだすことができない。この国民年金被保険者資格喪失後、請求者が国民年金被保険者資格を再取得した形跡は見当たらず、請求者に 20 歳到達時に払い出された国民年金手帳記号番号の他に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であったものと推認される。

また、請求者及び代理人は、時期は違うものの、妹も平成 7 年 9 月及び同年 10 月は厚生年金保険被保険者資格を喪失していたが、この期間の保険料は納付されており、母親が妹の保険料を納付しながら、同様の状況であって請求者に係る請求期間の保険料を納付しないのは不自然である旨陳述している。しかし、オンライン記録及び妹に係る F 市の国民年金被保険者名簿によると、妹は平成 7 年 9 月 1 日に国民年金被保険者資格を取得し、平成 7 年 11 月 1 日に同資格を喪失している。このため、妹は、厚生年金保険被保険者資格を喪失していた期間は国民年金に加入しており、請求期間において国民年金に未加入であった請求者とは事情が異なるため、妹の厚生年金保険被保険者資格を喪失している期間の保険料が納付されていることをもって、請求者に係る請求期間の保険料が納付されていたと推認することはできない。

さらに、代理人は、平成 19 年に E 社会保険事務所（現在は、E 年金事務所）で、請求者の年金記録を確認した際に交付されたとする念書を所持しており、当該念書を交付するに当たり、当時の同社会保険事務所の担当者が、「年金はつながっ

た」と発言したことから、当該念書は、請求期間を含め 20 歳から保険料の未納がないことを証明したものと陳述している。当該念書には、当時の担当者の氏名のほか、「H19.6.20 E社会保険事務所 確認済」と記載されており、平成 19 年 6 月 20 日に E 社会保険事務所で請求者の年金記録確認を行った際に交付されたものであることは推認できるものの、当該念書は、E 社会保険事務所から交付された被保険者記録照会票（基本）（平成 19 年 6 月 20 日に印字）の裏面に記載されているところ、当該被保険者記録照会票（基本）の請求期間には、厚生年金保険加入期間又は国民年金未加入期間であることを示す記号である「/」が記録されており、請求期間において請求者は国民年金に未加入であったものとみなされることから、請求期間の保険料が納付済みであったと推認することができない。

加えて、両親が請求期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1600701 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1700003 号

第 1 結論

平成 7 年 7 月の請求期間及び平成 8 年 4 月から同年 8 月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間、又は国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和 29 年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：① 平成 7 年 7 月
② 平成 8 年 4 月から同年 8 月まで

私の国民年金加入手続及び保険料の納付は、妻が行ってくれた。

請求期間①については、当時、順次、納付期限に留意しながら、申請免除期間の保険料を追納しており、この 1 か月のみが追納とされていないことに納得できない。

請求期間②については、平成 8 年度保険料の免除を申請したが、却下になったので、以後、保険料を納付しており、月額 1 万円程度の保険料を、自宅近くのコンビニエンスストア（A 社）で納付書により納付した。領収書は、平成 8 年分の確定申告書に添付したので手元がないが、納付したことは間違いない。

請求期間①については追納保険料として、請求期間②については現年度保険料として納付したので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の国民年金加入手続は、平成元年 5 月に行われており、請求者の国民年金手帳記号番号（平成 8 年 12 月まで国民年金被保険者ごとに付番された番号）は、平成元年 5 月頃に払い出されたものと推認される。請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、この加入手続の際、平成元年 4 月に国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものと推認される。当該国民年金手帳記号番号は、その後、請求者の基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている公的年金制度共通の番号）として付番されており、請求者の国民年金に係る年金記録は、一貫して当該国民年金手帳記号番号により

管理されている。

請求者は、請求期間①については、申請免除となっていた当該期間の保険料を追納保険料として納付し、請求期間②については、現年度保険料として納付したと陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者は、平成 17 年 4 月に請求期間①を含む平成 7 年度分（平成 7 年 4 月から平成 8 年 3 月まで）の保険料について追納の申出を行っていること、及び請求者は、上述の国民年金加入手続以降、平成 13 年 11 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで国民年金被保険者であったことから、請求期間①を追納保険料として、請求期間②を現年度保険料又は過年度保険料として納付することが可能であった。

また、オンライン記録によると、請求者は、平成 13 年 4 月から平成 17 年 4 月までの間に 6 回に分けて、請求期間①を含む平成 3 年 4 月から平成 8 年 3 月までの 60 か月の保険料について追納申出を行い、請求期間①を除き追納していることが確認できることから、当時、請求者は、申請免除となっていた期間の保険料の追納に努めていたことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、請求者は、請求期間②直後の平成 8 年 9 月から平成 13 年 3 月までの保険料を、順次、過年度保険料として納付していることが確認でき、当時、請求者は、保険料未納期間の解消に努めていたことがうかがわれる。

しかしながら、請求期間①について、請求者の保険料を納付していたとする妻は、平成 17 年度は、請求期間①が属する平成 7 年度分の追納保険料と現年度保険料と一緒に月末に納付しており、請求期間①の 1 か月のみが追納されていないことに納得できないとしているところ、上述のとおり、請求者の国民年金に係る年金記録は、平成元年 5 月頃に払い出された国民年金手帳記号番号により一貫して管理されていること、及び平成 17 年度は、平成 14 年 4 月に、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、収納機関からの納付通知の電子的実施等、事務処理の機械化が一層促進された時期に該当することから、年金記録の記録漏れ、記録誤り等があるとは考え難い。

また、オンライン記録によると、平成 17 年度における請求者の保険料納付は、追納保険料のみ納付している月もあるほか、ほとんどの月で追納保険料と現年度保険料の納付日が異なっており、妻の記憶と相違し、当時の状況の詳細は不明であるところ、請求者の保険料の追納は、請求期間①前後の平成 4 年 4 月分（平成 14 年 4 月に追納）から平成 8 年 3 月分（平成 18 年 3 月に追納）まで、全て追納期限（申請免除となっている月の翌月から起算して 10 年）間際に行われており、妻は、請求期間①の保険料を期限経過により、追納できなかった可能性も否定できない。

さらに、日本年金機構は、請求者の平成 17 年度における保険料追納に係る関係資料は、保存期間経過により保管していないと回答しているほか、請求者の妻が、請求期間①の保険料を追納したことが確実と認められる関連資料はなく、請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

請求期間②については、上述のとおり、現年度保険料又は過年度保険料として納付することが可能であったところ、妻は、請求期間②の保険料を、現年度保険料として、自宅近くのコンビニエンスストアで、納付したと陳述している。しかし、B市は、請求期間②当時、コンビニエンスストアで保険料を納付することはできなかつたと回答していること、及びB市の請求者に係る被保険者名簿（平成13年度末現在）においても、請求期間②の保険料は未納と記録されており、妻が請求期間②の保険料を現年度保険料として納付したものと推認する事情を見いだすことができない。

また、社会保険庁（当時）が、コンビニエンスストアでの国民年金保険料の収納を開始したのは、平成16年2月以降に交付された納付書からであること、及びこの時点で、請求期間②の保険料は2年の時効が成立していたことから、妻が、請求期間②の保険料をコンビニエンスストアで過年度保険料として納付したと推認することもできない。

さらに、オンライン記録によると、請求期間②が属する平成8年度の保険料は、請求期間②直後の平成8年9月から平成9年3月までについては、いずれの月も過年度保険料として時効成立間際に納付されており、妻は、請求期間②の保険料を時効により納付することができなかつた可能性も否定できない。

加えて、請求者の妻が、請求期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を追納していたものと、また、請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。